

入院中の居住費について

自己負担額(標準負担額)について

介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、療養病床(2階 B 回復期リハビリテーション病棟が該当)に入院する 65 歳以上の患者さまには、入院中の居住費(水道光熱費相当額)に対し 1 日当たりの自己負担額(標準負担額)が厚生労働大臣により定められています。高額療養費の対象とはならないため、入院費が高額になった場合でも患者さまの全額負担となります。

所得区分	自己負担額 (標準負担額)
下記に該当しない方	370 円
指定難病の方	0 円

入院時生活療養費の届出について

入院中の居住費から自己負担額(標準負担額)を差し引いた費用は、保険者(国民健康保険、各健康保険組合等など)が負担します。これを「入院時生活療養費」といいます。当院は入院時生活療養費(I)の届出を行っております。